

議案第 1 号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年杉並区条例第 3
号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「をすることを命ずることができる。ただし」を「（以下「超過勤務」という。）をすることを命ずることができる。ただし」に、「同条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務」を「超過勤務」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第 9 条の 3 第 1 項中「第 9 条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」を「超過勤務」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 杉並区職員の給与に関する条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項」に改める。

（提案理由）

超過勤務における上限時間等に関する事項を定める必要がある。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(超過勤務)</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務（以下「<u>超過勤務</u>」という。）<u>をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、超過勤務</u></p> <hr/> <p><u>をすることを命ずることができる。</u></p> <p>2 <u>超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p> <p>(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第9条の3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障が</p>	<p>(超過勤務)</p> <p>第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務<u>をすることを命ずることができる。ただし</u></p> <hr/> <p><u>、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会の承認を得て規則で定める場合に限り、同条に規定する正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</u></p> <p>(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第9条の3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障が</p>

ある場合を除き、超過勤務 _____ をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 及び 3 略

ある場合を除き、第 9 条に規定する勤務 (以下「超過勤務」という。) をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 及び 3 略

附則第 2 項による改正 (杉並区職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>(超過勤務手当)</p> <p>第 1 9 条 正規の勤務時間を超えて勤務時間<u>条例第 9 条第 1 項</u>の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 2 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ 1 0 0 分の 1 2 5 から 1 0 0 分の 1 5 0 までの範囲内の割合 (その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 1 0 0 分の 2 5 を加算した割合) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>2 ~ 7 略</p>	<p>(超過勤務手当)</p> <p>第 1 9 条 正規の勤務時間を超えて勤務時間<u>条例第 9 条</u> _____ の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 2 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ 1 0 0 分の 1 2 5 から 1 0 0 分の 1 5 0 までの範囲内の割合 (その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 1 0 0 分の 2 5 を加算した割合) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>2 ~ 7 略</p>